

契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工 事 名	垂水処理場市民開放用地整備工事
契約変更後の工事概要 ・ 基盤整備 1 式 ・ 施設整備 1 式 ・ 修景施設整備 1 式	
契約変更の理由 ① 地元自治会等と施設の使用性等について協議した結果、案内サインの増設や、グラウンドの舗装種別が一部変更となった。これにより市民開放施設整備工が増工となる。 ② 現地調査の結果、補修するパーゴラ屋根について、想定より腐食が進行していたため、既設利用範囲の変更など構造が変更となった。これにより、市民開放施設整備工が増工となる ③ 分電盤について、試験運転を行った結果、既設のブレーカー・スイッチ・点滅器が故障していたため、交換を行った。これにより、付帯工が増工となる。 ④ 現地調査の結果、展望エリアの転落防止柵が老朽化により再利用ができなかったため、新設に変更となった。これにより、付帯工が増工となる。 ⑤ 修景池（なぎさの池）改修と市民開放施設整備工を同時に行ったことにより、現場稼働日数が減となった。これにより、交通誘導警備員を減らすことができたため、仮設工が減工となる。 ⑥ その他、現地精査の結果、各工種の数量に変更が生じる。	